

身体拘束等の適正化のための指針

1. 法人、施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

委員会の構成員

管理者、有職務者（サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者等）、従業者
委員会は上記構成員をもって構成するほか、役員、他事業所所管理者も参加できる。

委員会の開催頻度

介護施設に関しては3か月に1回以上、障害福祉施設に関しては年に1回以上

3. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体拘束が必要になった場合は、すべての事案を施設管理者に報告する。

管理者は即時に委員会を招集し検討する。

4. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束排除(ゼロ)マニュアルに則った対応を行う。

5. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修の実施。

介護施設に関しては年に2回以上、障害福祉施設に関しては年に1回以上

- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

契約前の重要事項説明時に法人や各施設における身体拘束等の適正化のための指針の考え方を説明するとともに、本指針をいつでも閲覧できるよう事務室等に備え付ける。また、希望者に対しては、身体拘束排除(ゼロ)マニュアルが閲覧できるようにする。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束ゼロ宣言を実現し続けるために、委員会の活動、利用者特性への理解、専門的知識、支援力の向上などに真摯に取り組んでいく。